

	第1.1版	本学の取り組み状況
基本原則「1. 自律性の確保」		
	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	
◎遵守原則1－1		
	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。 考え方： 私立大学の建学の精神並びにその教育研究の目的は、本質的に多様である。会員法人においては、私立大学の多様性、自主性及び独立性を確保するため、教育研究目的を明確に示したうえで、社会に存在する多様なステークホルダーに自らのあり方への理解を得るために努力する必要がある。	【遵守】 ■教育研究目的について、大学ウェブサイトに掲げ、対外的に明示している。教育研究目的の背景となる「法政大学憲章」は、多様な方法で広報、発信し、広く社会に存在するステークホルダーに対して理解を得る取組をおこなっている。 ■2022年度より、第二期中期経営計画を実行している。第二期中期経営計画は、「重点的に取り組む課題」「教学改革への取り組み」「研究高度化への取り組み」「社会連携への取り組み」「学生支援に関する取り組み」「組織・運営体制の強化」を軸として、それぞれ取組施策を策定し、数値目標も掲げている。本学のステークホルダーに対し、自らのあり方への理解を得るために、計画については、大学ウェブサイトで広く公開している。 [教育研究目的(教育目標・各種方針等)] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/ [第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/02/
○重点事項1－1		
	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。 考え方： 会員法人は、現状のガバナンス体制を自己点検しながら、ガバナンス機能の向上を目指す必要がある。その手段の中心となるものは、中期計画等の策定その他の方法により決定された内容の実施状況を開示することを通じて、自らの多様なステークホルダーの理解を得ることである。ガバナンス機能の向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことのできないものであり、常により高いレベルを目指し続ける必要がある。	【遵守】 ■ガバナンス機能の向上を目指し、2014年度から長期ビジョン(HOSEI2030)の策定に取り組み、2016年4月にビジョンをとりまとめ、2016年度にはアクション・プランを策定した。 ■2017年度には第一期中期経営計画(2018～2021年度)を策定し、2018年度から実行を開始した。実行状況については、毎年度点検・評価を実施した。 ■2021年度には新たな役員体制のもとで、第一期中期経営計画の最終評価を実施した上で、第二期中期経営計画(2022～2025年度)を策定した。第二期中期経営計画の下には、「4か年取組施策」を別途策定し、より具体的な施策の実行計画を示すことで、計画の実現性を目指している。 ■本学のステークホルダーに対し、自らのあり方への理解を得るために、計画については、大学ウェブサイトで広く公開している。 [長期ビジョン(HOSEI2030)] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/vision2030/ [中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/
●実施項目1－1		
	① 中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	■第二期中期経営計画(2022年～2025年度)の策定にあたっては、総長、常務理事、統括本部長からなる「第二期中期経営計画委員会」を設置し策定を行った。 ■委員会において、今後4年間で取り組む課題を整理した上で、総長より今後の経営課題等について丁寧に説明も行い、教学組織、職員組織、付属校教諭組織の全教職員を対象に意見聴取を実施した。 ■提出された意見は委員会で検討し、計画については最終的に理事会で決定した。なお、本学の中期経営計画の期間については、第一期中期経営計画から役員任期に合わせて4年としている。
	② 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかにする。	■中期経営計画は、長期ビジョン(HOSEI2030)と、単年度事業計画／予算の間に位置し、短・中・長期の構造化された展望と施策をもち、事業や取り組みの優先度、規模・経費、実施時期に見通しを立て、一貫性と合理性ある法人運営を実施することを目指し策定するものである。 ■第二期中期経営計画は、長期ビジョン(HOSEI2030)の実現に向けた、その実現のために4か年かけて取り組む施策や各部署の単年度目標(部課目標)との関連性を明確にした計画となっている。
	③ 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	■第二期中期経営計画では、「重点的に取り組む課題」「教学改革への取り組み」「研究高度化への取り組み」「社会連携への取り組み」「学生支援に関する取り組み」「組織・運営体制の強化」を軸として、教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込んだ取組施策を策定している。 [第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/02/
	④ 中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	■第二期中期経営計画において、役員に期待される役割・責務を適切に果たすための必要な知識の修得を目的とした役員トレーニングの実施を策定し、2022年度は3回、2023年度は4回、2024年度はメディアトレーニング(危機管理広報研修)を実施した。
	⑤ 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	■学校法人の社会的責任の観点から、適法性や倫理性を踏まえて「第二期中期経営計画委員会」(2021年設置)において計画を策定した。リスクマネジメントの観点についても、「第二期中期経営計画委員会」において、潜在的リスク(人事労務、コンプライアンス、情報セキュリティ、事故等)の識別・評価を行った。
	⑥ 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	■財政面での担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化するために、財務本部担当常務理事及び財務統括本部長が主体的に関与し、各年度の予算編成において第二期中期経営計画に位置付けられている事業を実行するために必要な人的・物的条件の確保を視野に入れている。 ■年度末に第二期中期経営計画の進捗状況を管理する際に、中長期の財政試算との関連性を確認している。

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑦ 中期計画等において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	■第二期中期経営計画においては、その実現のためのアクション・プランを「取組施策」として構造化・明確化している。取組施策において、各年度の実施計画を示している。さらにその実施計画を各部局で具体化するために、取組施策に対応した部課目標を設定している。
	⑧ 中期計画等に係る策定管理者(政策管理者)と執行管理者を明確にする。	■第二期中期経営計画の実行段階においては、4か年取組施策の中で、施策ごとに担当理事を定めており、その担当理事が責任を持って、執行を管理する体制としている。各部局においては、その4か年取組施策を元に、部目標は各部長、課目標は各課長がより具体的な実行計画を策定し、その実行に向けて責任を持って取り組む体制となっている。 ■「中期経営計画委員会」が計画全体の進捗管理、評価を行っている。
	⑨ 中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。	■第二期中期経営計画の策定にあたっては、「第二期中期経営計画委員会」で立案し、学部長会議、研究科長会議、学校長会議、研究所長会議、部長会議を通して、全専任教職員への意見聴取を実施した上で、評議員会の意見聴取を経て、理事会において決定している。
	⑩ 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等進捗管理を行う。	■第二期中期経営計画においては、目指すべき姿として具体的な数値目標を掲げている。具体的な4か年取組施策においても、KPIやKGIなど、出来る限り定量的な指標を記載するようにしている。 [第二期中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/02/ ■進捗状況の管理については、取組施策ごとに、年に1度点検・評価を行っている。具体的には、取組施策ごとに達成度を記載し、全体計画における進捗度を確認することとしている。 [2023年度点検結果報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/9717/1678/9150/2023.pdf
	⑪ 中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	■第二期中期経営計画とその下にある4か年取組施策について、2021年4月に学部長会議等の学内の各種会議体を通して専任教職員に説明し、理解の深化を図った。 ■事務部局においては第二期中期経営計画を部課目標にブレイクダウンするため、部課目標設定時に、取組施策を各部局で具体化するために、取組施策に対応した部課目標を設定している。 ■中期経営計画の進捗状況については、毎年4月に、学部長会議等の学内の各種会議体を通して、前年度の点検結果について、専任教職員に説明している。
	⑫ 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	■「中期経営計画委員会」において、主に計画全体と4か年取組施策について、毎年度点検作業を行っている。 ■4か年取組施策については、点検作業時に、当該年度の達成度を確認し、それに合わせて、次年度以降の計画変更の有無を確認し、修正があれば修正を行うこととなっている。
	⑬ 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。	■第二期中期経営計画の点検結果(進捗状況も含む)については、毎年度5月中を目途に大学HPにおいて毎年度公表している。 [2023年度点検結果報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/9717/1678/9150/2023.pdf ■最終評価についても、大学HPにおいて公表している。 [第一期中期経営計画の最終評価報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/2516/7771/8121/2e34f1a255530b7dc3139752a1d54590.pdf

	第1.1版	本学の取り組み状況
基本原則「2. 公共性の確保」		
	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	
◎遵守原則2－1		
	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。 考え方： わが国における高等教育機関として、私立大学が担ってきた役割は非常に大きい。時代や社会環境の変化によって、求められる人材像も変化しているが、私立大学は、多様な教育研究活動を通じた人材育成により、社会情勢の急速な変化に対応することを可能としてきた。	【遵守】 ■本学では長らく「自由と進歩」を学風としてきたが、この原点に立脚し、流動化する時代のなかで、教育・研究活動を通じて社会的責任を果たしていくために、2016年に法政大学憲章を制定した。 ■法政大学憲章では、地球社会の課題解決に貢献することを本学の使命と位置づけ、これを教育・研究活動のあらゆる指針に反映させることにより、時代や社会の変化に対応した人材の育成と研究の推進に努めている。 [大学憲章、理念・目的、ビジョン、長期ビジョン（HOSEI2030）、中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/
○重点事項2－1		
	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。 考え方： 時代や社会環境の変化に応じて求められる人材像が変化するように、会員法人が目指す人材育成(大学教育)の方法も、不変のものではない。常により高いレベルを目指す教育方法等の改善・向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことができない。教育研究の改善サイクルを確立し、有効に機能させることは、会員法人の自主性・自律性の確保に必要である。	【遵守】 ■教育の質の保証及び向上に取り組むために、内部質保証の推進に責任を負う組織として全学質保証会議を設置し、大学全体で組織的に取り組む体制を構築している。また、学部・研究科・研究所等の教育研究組織が毎年自己点検・評価を実施しており、その結果を教育研究水準の向上に資するための改革・改善に結び付けている。 ■大学全体及び学部・研究科・研究所等では、毎年度の自己点検・評価活動を通じて、中期目標・年度目標等を適切に設定するとともに、3つのポリシーやカリキュラム等の見直しも行い、時代や社会の変化に即した教育・研究活動を推進している。 [自己点検・評価] https://www.hosei.ac.jp/hyoka/committee/
●実施項目2－1		
	① 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	■長期ビジョン（HOSEI2030）の実現に向けた中期経営計画に基づき、毎年度事業計画を策定し、これに必要な予算編成を行っている。事業計画書と予算書及び事業報告書と決算書は大学ホームページにおいて公開している。 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/ ■学部・学科、研究科等の各教学組織の会計年度ごとの事業計画（年度目標、達成指標）は、自己点検活動の一環として教学組織ごとに作成されている。各教学組織の事業計画の元となる「教育目標」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」「アセスメント・ポリシー」の内容については、大学のミッション・ビジョンである「法政大学の理念・目的および各種方針」を踏まえたものになっているか、各教学組織で年度ごとに検討・見直しがなされている。 [教育目標・各種方針等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/
	② 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	■ミッション・ビジョン、理念・目的、教育目標・各種方針を定め、大学HP上で公開している。理念・目的、各種方針については、学部長会議を始め各種会議体において、意見聴取を行った上で策定している。 [大学憲章、理念・目的、ビジョン、長期ビジョン（HOSEI2030）、中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/
	③ 学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	■中期経営計画については、教学事項と深く関わりがあることから、教学組織に対して、法人事項を含めて説明し、意見聴取を行い、熟議を重ねたうえで策定している。そのうえで、各教学組織では自己点検評価活動の一環として、大学の中期経営計画を参照しながら、中期目標、年度目標、達成指標を設定し、中期経営計画において、法人で重点的に取り組む施策を示し、それらに基づき、経営資源を配分している。
	④ 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	■教育目標、3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーとカリキュラムとの整合性のチェックは、各教学組織の教授会等で毎年度なされている。その結果は各教学組織の教授会と自己点検委員会等で例年4月～5月にかけて点検・確認され、そのうえで大学評価委員会による評価を受け、年度末までに、自己点検・評価報告書（教学部門）に取り纏められる。 ■シラバスの3つのポリシー等との整合性の確認は、毎年度、各教学組織において「シラバス第三者確認」の作業を通じてなされている。 [教育目標・各種方針等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/
	⑤ 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	■「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェックについては、自己点検・評価活動の一環として、各学部教授会が例年4月～5月にかけて自己点検を行い、自己点検委員会、評価委員会、による点検・評価を受け、年度末までに、自己点検・評価報告書（教学部門）に取り纏められ、方針の実質化が図られている。 [大学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/ukeire_hoshin/
	⑥ 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	■毎年実施している教学部門の自己点検・評価は、大学基準協会の評価基準に準拠した評価項目について実施するほか、中期目標・年度目標の達成状況、認証評価指摘事項の改善状況まで確認している。学生アンケートの結果は学内の各会議体で報告し、各学部・研究科の執行部には学部・研究科別レポートを提供するほか、要望がある場合は個別説明会にも応じている。 ■これらの取り組みの成果は、各学部・研究科の教育活動に活用できるよう本学ウェブサイトにて公開しているほか、特色のある取り組みは自己点検懇談会で発表情報を共有している。 [IR (Institutional Research)] https://www.hosei.ac.jp/hyoka/ir/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑦ リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	■本学では、大学院・専門職大学院・学部・通信教育部でリカレント教育を積極的に展開している。社会人が学びやすいように、夜間・土曜日を主体とした授業開設、社会人入試制度の導入、オンライン教育の活用、履修証明プログラムの実施等の施策を講じている。 ■リカレント教育オフィスを設け、本学が提供する多様なリカレント教育について情報発信をしている。また、同オフィスを運営するリカレント教育推進委員会において、リカレント教育にかかわるニーズ調査や公開講座の企画、新規プログラムの検討等を行っている。 [リカレント教育・生涯学習] https://www.hosei.ac.jp/recurrent/
	⑧ 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	■2014年度に大学のグローバル化のために法政大学グローバルポリシーを制定し、同ポリシーを実現するためにグローバル化戦略を定め、学内において共有している。留学生の受け入れ、派遣の方針、日本語教育のあり方等もこれに含まれる。点検と改善はグローバリティ・ダイバーシティ本部会議において協議のうえ全学でグローバル化に取り組んでいる。また、日本語教育センターでは日本語教育の充実を図るとともに、日本語と日本語以外を母語とする学生の共修授業の創出・運営を行っている。 [法政大学グローバルポリシー] https://www.hosei.ac.jp/kokusaikoryu/torikumi/g_policy/ [日本語教育センター] https://www.hosei.ac.jp/kyoiku/taisei/jle/

	第1.1版	本学の取り組み状況
◎遵守原則2－2		
	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。 考え方： 常に変化し続ける社会の多様な要請に応じるには、現在行っている教育研究活動をそのまま継続するだけでなく、社会課題への対応策を見出す中で、私立大学の教育研究活動を発展させ、社会に貢献する必要がある。	【遵守】 ■「法政大学憲章」並びに大学の理念・目的、教育目標・各種方針、ミッション・ビジョン、長期ビジョン(HOSEI2030)において、大学の社会的役割、社会貢献の目標などについて明記している。 ■研究活動を通じた産学連携を促進し、社会への還元を図るための組織として「リエゾン・オフィス」を設置するとともに、2019年度からは「社会連携教育センター」を設置し、さらに、2023年度には「ソーシャルイノベーションセンター」を設置した。 ■第二期中期経営計画では、SDGsの達成やカーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的に取組む。 [研究及び社会貢献に関する方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_09/
○重点事項2－2		
	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。 考え方： 社会の要請に応えるため、大学と社会・地域を結ぶ形は様々である。これらの活動を支え、推進するためには、基礎となる組織を整え、環境を整備していくことが不可欠である。会員法人の特性を活かす、基礎となる組織があり、多様な手段を講じてこそ、私立大学としての公共性が確保できる。	【遵守】 ■本学では、社会・地域の課題を解決するための人材の育成、研究の推進を図るため、社会・地域と連携するための窓口として、教育開発支援機構社会連携教育センター、ボランティアセンター、ソーシャルイノベーションセンター、リエゾンオフィス等の組織を設け、具体的な活動を推進している。
●実施項目2－2		
	① 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	■法政大学憲章において、社会・地域貢献に係る姿勢(社会との約束)を示し、それをより具体化するため、「理念・目的・各種方針」に「社会貢献に関する方針」を掲げており、大学HPにおいても公開している。 ■2020年度に「社会連携教育センター」、2023年度には「ソーシャルイノベーションセンター」を設置し、社会・地域の発展に貢献する環境を整える。 [研究及び社会貢献に関する方針] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/hoshin_09/
	② 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	■教育開発支援機構の下に「社会連携教育センター」を設置し、自治体や企業と連携してSDGsや地域課題の解決をテーマとした科目やプログラムを正課・正課外で開講し、社会・地域で活躍できる人材の育成を図っている。 [社会連携教育センター] https://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/ ■法政大学SDGsパートナーズ(HSP)事業を実施し、SDGsをキーワードとした本学と産官学の多様なパートナーシップにより、「次世代のSDGs人材の育成」を目指すためのプラットフォームづくりを行っている。また、定期的に交流会や連携事業を行っている。 [法政大学SDGsパートナーズ] https://www.hosei.ac.jp/sdgs/sdgs/ ■HOSEI2030特設部会「カーボンニュートラル推進特設部会」を設置し、その下に普及・連携戦略分科会を設け、カーボンニュートラルの知見を学生や社会に広めるため、企業・地方自治体・地域社会と連携した取り組みを進めている。 [カーボンニュートラル推進への取り組み] https://www.hosei.ac.jp/carbon_neutral/ ■千代田区キャンパスコンソ(大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部、共立女子大学・共立女子短期大学、東京家政学院大学、二松学舎大学、専修大学、法政大学)として地域連携活動を進めるほか、沖縄大学、名城大学、北海学園大学、関西大学との間で国内留学制度を設け、各大学の地域連携プログラムを相互に活用する取り組みを進めている。 [千代田区キャンパスコンソ] https://chiyoda-consortium.jp/ [2024年度 国内大学への交流学生募集について(北海学園・関西・沖縄・名城大学)] https://www.hosei.ac.jp/info/article-20231025103101/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54 ■共同研究等の産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口として小金井キャンパスに「リエゾンオフィス」を設置し、産学連携と研究の社会への還元を行っている。 [リエゾンオフィス] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/sankangaku/liaison/
	③ 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	■ボランティアセンターを市ヶ谷・小金井キャンパスに設置し、学生の活動を通じた地域貢献、社会貢献を推進している。同センターでは「法政大学ボランティアセンター規程」に基づき、各キャンパスにボランティアセンター長を置き、各キャンパスのボランティア活動を統括するとともに、各キャンパス及び全学の運営委員会を設置し、活動の管理運営や調整を行うしくみとなっている。 [ボランティアセンター] https://www.hosei.ac.jp/volunteer/ ■2022年4月より「法政大学ソーシャル・イノベーションセンター」を設置し、関連規程及び体制を整備のうえ、ボランティア活動を含めた多摩地域社会との積極的な交流を強化、促進している。 [法政大学ソーシャルイノベーションセンター] https://www.hosei.ac.jp/sic/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	④ 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	■公開講座の実施状況をHPで発信している。 [公開講座の実施状況] https://www.hosei.ac.jp/application/files/4516/2440/9153/2-f-5-2_1.pdf ■社会連携教育センターが「社会連携フィールドワーク」、「社会連携PBL」、「社会連携講座」といった科目を開設し、地域課題の解決に向けたプログラムを実施している。 [社会連携教育センター] https://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/ ■法学部において、千代田区の地域社会の政策課題についてフィールドワークを通じて学ぶ「現代政策学特講Ⅰ（千代田区）」を開講した。本科目は公開科目として、千代田区キャンパスコンソ加盟大学、沖縄大学、名城大学にも公開された。 [2024年度オータムセッション科目「現代政策学特講Ⅰ（千代田区）」参加希望生募集について] https://www.hosei.ac.jp/hogaku/info/article-20220606183846/
	⑤ 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	■大学全体としての社会連携活動の情報を総務部（庶務課）において毎年集約し、次の施策につなげるために学内で共有している。 [公開講座の実施状況] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6516/5516/9184/2-f-6_1.pdf ■社会連携教育センターが「社会連携フィールドワーク」、「社会連携PBL」、「社会連携講座」といった科目を全学共通プラットフォーム科目として開設し、全学部の学生が履修できるものとなっている。 ■社会連携教育センターでは、本学で実施している社会連携教育活動の情報を集約し、同センターのホームページで公表している。 [社会連携教育センター] http://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/index.html また、社会連携教育センターは社会連携事業に関する外部からの問合せ窓口としても位置付けられており、必要な情報を関係部局に展開することで、あらたなプログラム開発に結び付けるしきみを整えている。
	⑥ 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	■学部・研究所・事務部局等の多様な主体が多くの自治体や企業と協定をはじめとした連携・協働関係を築いている。 ■組織的な取り組み事例として社会連携教育センターの「地方共創プログラム」や総長室付教学企画室の「陸前高田市×法政大学 SDGsワークショップ」等を実施している。 [全学的な社会地域連携] https://www.hosei.ac.jp/hosei/renkei/shakai/ ■千代田区キャンパスコンソーシアムでは運営委員会に千代田区や商工連の職員がメンバーとして参加するほか、毎年、数回区長と学長等の懇談会を開催し、意見交換を行っている。 [千代田区キャンパスコンソ] https://chiyoda-consortium.jp/ ■千代田区が毎年、区内の大学等を対象にして募集している「千代田学」(※)について、本学教員に周知し、2024度は1件(千代田区キャンパスコンソ共同提案事業)が採択された。 ※「千代田学」とは、区の様々な事象を多様な切り口で調査・研究・発展させ、大学等が区及び地域と連携を図ることを目的としている千代田区の事業である。 ■学務部学務課では、3つのポリシーの適切性を確保するために、定期的に自治体や企業などと意見交換会を実施している。2024年度はイオンフィナンシャルサービス株式会社の社員と意見交換会を実施した。 ■本学におけるカーボンニュートラルの推進の取組として、北海道大学、関西大学、札幌市、下川町と官学連携事業として「カーボンニュートラル夏季短期学習プログラム」を実施し、那須塩原市や日産自動車株式会社、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社と連携した「カーボンニュートラルリーダー育成講座」を実施した。 [カーボンニュートラル推進への取り組み] https://www.hosei.ac.jp/carbon_neutral/ ■法政大学理系コンソーシアムを設立し企業連携および自治体とも連携を深める体制を構築した。

	第1.1版	本学の取り組み状況
基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」		
	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	
◎遵守原則3－1		
	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	【遵守】 ■「法政大学経営倫理綱領」を制定し、「大学構成員全体、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚がまず何よりも必要であり、それと同時に、真に教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を手続き的に保証するための制度と規範」の明確化を図っている。 [法政大学経営倫理綱領] https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf ■本法人が有する情報を積極的に公開し、その制度の見直しも行うことにより、社会に対して理解と信頼を得るために説明責任を果たしている。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/ ■私立学校法改正への対応として、「私立学校法改正への対応に関する検討委員会」を設置し検討を行った。当該委員会の最終報告を踏まえ、構成員が、社会の中で信頼を確保しながら、その目的達成のための活動に安心して専心できる組織運営の基盤を確立していくため、内部統制システムを整備する目的と基本的な方針を決定した。2024年度に内部統制システムの基本方針の整備を行う。
○重点事項3－1		
	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	【遵守】 ■2020年4月1日付の私立学校法改正に関連して、「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、監事機能の強化、牽制機能の強化を図り、理事の業務の執行状況を監査しうる体制も整備し、それにより透明性を確保し、社会からの理解と信頼を確保するための対応を行った。 [学校法人法政大学寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf
●実施項目3－1		
	①『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	■監事監査ガイドライン(私大連監事会議)を参考に、監事監査規程(2005年4月1日施行、2020年4月1日 私立学校法の改正に伴い一部改正施行)を策定している。また、同ガイドラインを参酌しながら、毎年監事監査計画、監事監査チェックリストを作成し、監査を実施している。
	②監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	■監事監査規程に基づき、毎年度期初に監事監査計画書を作成し、4月の定例理事会で理事長に通知している。 ■監事は監事監査計画に基づいて監査を実施し、都度、監事監査調書としての監査実施報告書を作成し、理事会に報告している。 ■監事は当年度の監査結果を纏めて監事意見書として理事会に報告し、理事会からフィードバックを受け、監査の実効性を高めている。 ■監事監査報告書は、前年度の決算監査を実施後、監事連絡会で協議の上、監事が作成し、5月の定例理事会及び評議員会で報告している。
	③ 常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	■寄附行為(2020年8月11日)及び監事選出規則(2021年4月1日)を改正施行し、監事4名のうち1名を常勤監事とし、機能の強化を図っている。 ■監事監査支援体制及び監事と監査室の連携強化のために、理事会開催前に監事・監査室打ち合わせを実施している。また、監事監査には監査室課員が同席し、事務的サポートを行っている。
	④ 監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。 また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	■監事監査規程において、監事は理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めた時は意見を述べなければならないと定めている。 ■常勤監事は、理事の業務執行を監査するという観点から、常務理事会の他、学内の重要会議に出席している。
	⑤ 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	■理事会に向けて常勤監事を含む監事4名による監事連絡会を実施し、効率的な監査を実施するための情報共有を図っている。また、監査室職員は監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行っている。 ■監事監査計画において、監査の重点項目と監査にあたっての具体的な視点を示し、各種ヒアリングの実効性を高めている。 ■教学監査の一環として、新任学部長に対しては、監事ヒアリングを実施している。また、6月前半から業務執行の適正性を確保することを目的に、事務部局責任者等に対し業務運営状況についてヒアリングを実施している。
	⑥ 監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。	■理事会に向けて常勤監事を含む監事4名による監事連絡会を実施し、効率的な監査を実施するための情報共有を図っている
	⑦ 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	■公認会計士監査契約に関しては、監事が出席をしている理事会において選任を行っている。 ■改正私立学校法(2025年4月1日施行)を踏まえ、評議員会に会計監査人の選任に関する議案の提出にあたっての監事の同意の手続き等については整備を行う。
	⑧ 監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。	■年に3回程度(5月の決算監査結果聴取、10月の監査計画聴取、4月の決算進捗状況聴取)、監事、監査法人、監査室三者による協議・意見交換の場を設定している。 ■上記の他、1月には当年度の公的研究費監査結果の詳細報告と意見交換を実施している。

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑨ 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	■全監事は毎年、監事監査業務に係る専門性の向上のために、文部科学省及び日本私立大学連盟主催の研修会に出席している。 ■第二期中期経営計画において、役員（監事含む）に期待される役割・責務を適切に果たすための必要な知識の修得を目的とした役員トレーニングの実施を策定し、2022年度は3回、2023年度は4回、2024年度はメディアトレーニング（危機管理広報研修）を実施した。
	⑩ 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。	■2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、監事機能の強化に関連し、牽制機能が発揮される選任方法として、監事の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任すると規定した。 ■選考にあたっては、「監事の責務を理解し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査するにふさわしい者を本法人の監事に推薦することを目的」とする「監事選出規則」に基づき、監事選考委員会が選考し、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 [学校法人法政大学寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	⑪ 監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。	■2020年4月1日付で「学校法人法政大学寄附行為」を改正施行し、そのなかで監事機能の強化の観点から監事の人数を3名から4名に、任期も4年とした。また、監事の継続性の確保を図る観点から、任期満了時期を分散し、2年毎に半数である2名が任期満了となるようにした。 ■監事の独立性を確保する観点から、理事長が設置する選考員会で選任することとし、また監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任すると規定した。 [寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf

	第1.1版	本学の取り組み状況
◎遵守原則3－2		
	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学長（総長を含む）（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	【遵守】 ■役員や管理的地位にある者が遵守すべき大綱、教職員が遵守すべき大綱からなる「法政大学経営倫理綱領」を制定し、周知徹底を図っている。 [法政大学経営倫理綱領] https://www.hosei.ac.jp/documents/gaiyo/johokokai/governance/1-13-1.pdf ■選解任に関しては、総長は「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」において、理事は「学校法人法政大学理事選出規則」において、監事は「監事選出規則」において、評議員は「学内評議員選出規則」及び「卒業生評議員推薦規則」においてそれぞれ選任手続が定められている。 また、解任手続については「学校法人法政大学寄附行為」に定められている。 ■監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し、機能させている。 加えて、ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させない周知、発生した場合にリスクを低減させるための対応等を行っている。
○重点事項3－2		
	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	■意思決定が定められた手続・権限に基づき適切に行われるよう、関係諸規程を整備している。 ■卒業生評議員・卒業生理事、有識者・功労者評議員、監事による学外からの視点を反映し、経営の合理性・健全性の維持向上を図っている。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/ ■私立学校法改正への対応として、「私立学校法改正への対応に関する検討委員会」を設置し検討を行った。当該委員会の最終報告を踏まえ、構成員が、社会の中で信頼を確保しながら、その目的達成のための活動に安心して専心できる組織運営の基盤を確立していくため、内部統制システムを整備する目的と基本的な方針を決定した。2024年度に具体的に内部統制システムの整備を行う。
●実施項目3－2		
	① 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。	■「法政大学経営倫理綱領」を制定し、役員及び構成員に周知徹底している。 ■2020年4月1日施行の改正民法については、2019年秋に部課長会において、本学顧問弁護士（法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事として民法改正に携わった）の講演を受け、役職員の理解と深化を図った。 ■大学設置基準及び私立学校法等の改正について、必要に応じて学内における各種会議体において改正内容の周知を行っている。
	② 役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。	■選解任に関しては、総長は「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」において、理事は「学校法人法政大学理事選出規則」において、監事は「監事選出規則」において、評議員は「学内評議員選出規則」及び「卒業生評議員推薦規則」においてそれぞれ選任手続が定められている。 また、解任手続については「学校法人法政大学寄附行為」に定められている。 ■2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「役員及び評議員の役員報酬等に関する規程」を制定し、本学ウェブサイト公表している。 [役員報酬の支給基準] https://www.hosei.ac.jp/application/files/7416/8862/9590/5-a-5_.pdf
	③ 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンス違反の疑いのある事案が認められたときの対応責任者として定めた。委員会の職務については、6か月に1回以上、理事会に報告することが定められている。なお、緊急の場合については、コンプライアンス・リスク管理担当理事また事務局である総務部より報告を行っている。
	④ 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンス違反の疑いのある事案が認められたときの対応責任者として定めた。コンプライアンス違反が疑われる事案については、必要に応じて外部の専門家や教職員等による調査委員会を設置し、事実関係の調査等を行い、総長に報告し、併せて常務理事会にも報告している。加えて、訴訟が提起されたとき、懲戒処分にかかる事案については、常務理事会・理事会で協議がなされている。 ■前掲の「コンプライアンス・リスク管理委員会」の事務局を担当する部署として、2024年6月1日より総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務も含む法務全般、コンプライアンス推進と体制の整備、リスクマネジメントに関することを分掌することとし、体制の整備をした。
	⑤ 理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	■理事を含め、各部局においては、学内ネットワークにおけるファイルサーバー及び各部局による日常的な情報収集やモニタリングをはじめ、監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し機能させている。 ■ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させないことを徹底するとともに、発生した場合にリスクを最低限にするための対応等を行っている。 ■2023年度に、理事及び経営層にあたる職員管理職が参加する部課長会議において、法人におけるリスクの抽出を行った。2024年度に影響度・頻度・対策必要性の視点でリスクの評価を行い、対策方針を取りまとめる予定である。

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑥ 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	■「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務理事会、理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長、課長、主任において決裁し、業務を執行している。 ■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を、そのもとに平常時から総合的かつ計画的なリスク管理を担う機関として「リスク管理分科会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンスに違反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること、リスクマネジメントの運用を行うことを職務として定めた。 ■前掲の「コンプライアンス・リスク管理委員会」の事務局を担当する部署として、2024年6月1日より総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務も含む法務全般、コンプライアンス推進と体制の整備、リスクマネジメントに関することを分掌することとし、体制の整備をした。 ■私立学校法改正への対応として、「私立学校法改正への対応に関する検討委員会」を設置し検討を行った。当該委員会の最終報告を踏まえ、構成員が、社会の中で信頼を確保しながら、その目的達成のための活動に安心して専心できる組織運営の基盤を確立していくため、内部統制システムを整備する目的と基本的な方針を決定した。2024年度に具体的に内部統制システムの整備を行う。
	⑦ 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	■「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「学校法人法政大学事務規程」、「学校法人法政大学事務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、組織、職制、各部局の分掌、各職位の責任と権限が定められ、理事会、常務理事会、理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長、課長、主任において決裁し、業務を執行している。特に、各事務部局から企画・立案された理事会や常務理事会、理事長によって決定される実施案については、総務部等により予め手続の適否の形式審査が行われ、適切性の確保を図っている。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	⑧ 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)を設置するなど、内部チェック機能を高める。	■総長の直属組織として「監査室」を置き、同室が内部監査等を担当し、内部チェック機能を高めている。監査室が実施する内部監査は法人全般の業務を対象とし、業務の適正な執行を図るとともに、経営能率の向上並びに業務の改善に資することを目的として、全部局を2～4年ごとに監査している。
	⑨ 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備し、内部統制体制を確立する。	■法人及び法人が設置する学校の業務全般の監査を行い、不正が発生した場合に適切な対応をとるため、1997年4月1日に監査室を設置した。それに伴い、同日付で「内部監査規程」を、同年10月1日付で「内部監査実施要領」を制定施行した。
	⑩ 相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	■監事は私立学校法に基づき本学の業務、財産、理事の業務執行を監査している。 ■監査法人は私学振興助成法に基づき、本学の会計処理、財務諸表が学校法人会計基準に基づいたものであることについて監査を実施している。 ■監査室は内部監査規程に基づき、業務の適正な執行を図るとともに、経営能率の向上並びに業務の改善に資することを目的に内部監査を実施している。 ■監事、監査法人、監査室はそれぞれ独立しながらも、連携して内部統制の状況を確認し、相互牽制の体制を確立している。
	⑪ 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	■「理事者ディスカッション」を毎年度、定例的に開催している。 ・開催時期:10月 ・開催頻度:1回 ・出席者:理事長, 財務担当理事2名 ・ディスカッション内容:監査法人が事前に質問事項を設定するが、その内容にとどまらず、私立大学を取り巻く環境の変化や多様な取り組み等についてディスカッションしている。
	⑫ 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	■分野に応じて複数の弁護士と顧問契約を締結し、適時かつ適切に相談する体制を構築している。 ■2024年度より総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務も含む法務全般、コンプライアンス推進と体制の整備、リスクマネジメントに関することを分掌することとし、体制の整備をした。
	⑬ 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)等を参考に)内部通報に係る体制を整備する。	■「内部通報者の保護等に関する規程」「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、学内通報受付窓口(監査室)および学外通報受付窓口(弁護士)を設置している。 [内部通報の制度・体制] https://www.hosei.ac.jp/hosei/torikumi/naibutsuho/ [不正防止に係る取り組み・規程] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/6204/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑭ 個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	■2005年4月に個人情報保護法が全面施行されたことを受け、本学においても同年に「法政大学プライバシーポリシー」及び「個人情報保護取り扱いガイドライン」を制定した。以降、法律の改正に合わせて、改正を行っている。 ■個人情報保護委員会をはじめ、個人情報の取扱いや注意喚起について、総務部において分掌しており、体制を整備している。また、CSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)を設置し連携を行っている。 ■個人情報については、全学において取り扱うものであるため、2023年度には全職員を対象とした服務規律研修において、啓蒙活動を行った。

	第1.1版	本学の取り組み状況
◎遵守原則3－3		
	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	【遵守】 ■2019年度に受審した認証評価において、「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。」と評価されている。 ■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規程で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
○重点事項3－3－1		
	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	【遵守】 ■学校法人法政大学は、保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」について、各年度4月、5月、6月の3回に分けて本学ウェブサイト公開している。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
○重点事項3－3－2		
	会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	【遵守】 ■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
●実施項目3－3－1		
	① いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	■保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づく情報開示請求制度について申請方法を本学ウェブサイトに公表している。 [情報開示請求] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/jyohokaiji/
	② 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	■保有する情報(法人文書)を積極的に公開することによって、本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、2009年12月に「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、同規程に基づき、「法政大学が積極的に公開する情報」について、各年度4月、5月、6月の3回に分けて本学ウェブサイトに公開している。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
	③ 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	■法令に定められた財務書類等は、評議員会及び理事会の議を経たのち、速やかに本学ウェブサイトに公開している。 [本法人に関する情報] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54
	④ 中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表する。	■中期経営計画及びその点検結果は毎年本学ウェブサイトに公開している。 [中期経営計画] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/managementplan/ ■事業報告書は事業計画書に基づき進捗、点検内容を本学ウェブサイトに公表している。 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/
	⑤ 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	■認証評価結果、外部評価及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等については、本学ウェブサイトに公表している。 [大学評価] https://www.hosei.ac.jp/hosei/hyoka/ [学部等の設置認可申請書・届出等] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/basic/ninka_shinsei/
	⑥ 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。	■学校法人の事業報告書、決算書、並びに官報にて子会社の情報を次の内容で公開している。 ・事業報告書での公開内容:所在地、事業内容、代表者氏名、従業員数、資本金 ・決算書での公開内容:事業内容、資本金、学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日、当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄付の金額並びにその他の取引の額、当該会社の債務に係る保証債務 ・官報での公開内容:決算 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/
	⑦ 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する方法により公表する。	■本学ウェブサイトの情報公開において、「内部統制の整備状況」を公表している。 ■2025年度以降の事業報告書への記載については継続して検討する。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑧ 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/

	第1.1版	本学の取り組み状況
●実施項目3－3－2		
	① 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 ■「法政大学が積極的に公表する情報」については、毎年度1月に総務部から各部局に更新を依頼し、4月、5月、6月の3回に分けて更新可能な情報から順次本学ウェブサイトで公表している。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
	② 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。	■2020年3月にホームページのリニューアルに伴ってアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図った。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
	③ 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	■受け手の理解容易性、明瞭性を意識し、多くの情報において図表を活用している。「事業報告書」等については、図表に加えグラフ等も活用し理解しやすい内容としている。 ■ステークホルダーにとって重要度と必要性が高いと考えられる公開情報について、優先的に対応している。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/
	④ とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	■「事業報告書」の財務の概要において、グラフや図表を活用し、理解容易性、明瞭性に留意している。 [本法人に関する情報] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/
	⑤ 学校法人の継続性に疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	■学校法人の事業報告書、決算書にて子会社の情報を次の内容で公開している。 ・事業報告書での公開内容:所在地、事業内容、代表者氏名、従業員数、資本金 ・決算書での公開内容:事業内容、資本金、学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日、当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄付の金額並びにその他の取引の額、当該会社の債務に係る保証債務 [予算・決算・事業報告]
	⑥ 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	■長期ビジョン(HOSEI2030)や中期経営計画の進捗状況を評議員会に毎回報告している。 [2023年度点検結果報告] https://www.hosei.ac.jp/application/files/9717/1678/9150/2023.pdf ■長期ビジョン(HOSEI2030)や中期経営計画との連関に留意した事業報告書を作成し、経営上の課題や成果を明確にし共有している。 [予算・決算・事業報告] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/hokoku/
	⑦ 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	■2020年3月にホームページのリニューアルに伴ってアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図った。 ■2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規定で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。 [情報公開] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/

	第1.1版	本学の取り組み状況
基本原則「4. 継続性の確保」		
	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	
◎遵守原則4－1		
	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	【遵守】 ■2017年に就任した役員から、任期を4年に延長し、かつ役員の増員を行い、本法人のガバナンスを強化し、そのもとで長期ビジョンHOSEI2030の推進、そして教育研究活動や社会貢献のさらなる充実を図っている。
○重点事項4－1		
	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	【遵守】 ■2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を改正し、理事・理事会機能の実質化、監事機能の強化、評議員会機能の実質化の内容を盛り込んだ。また、監事の牽制機能の実質化をはかるため、2021年度から常勤監事を設置し、日常の業務や理事の業務の執行状況を監査しうる体制を整備した。 ■理事会のもとに設置した「私立学校法改正への対応に関する検討委員会」の報告を踏まえ、改正私立学校法（2025年4月1日施行）に施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を改正し、総長・理事、理事会、監事、評議員会の機能と役割を整理・定義し、その実質化をはかる条文を盛り込んだ。
●実施項目4－1		
	① 政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。	■政策の策定、管理する責任者の権限と責任を明確にするため、学校法人法政大学寄附行為に理事長、理事会の権限を定めている。理事会は毎月1回定例の会議を開催するが、審議・決定事項が多岐・他項目にわたることから、理事の中から常務理事を指名し、常務理事会に権限を委譲して迅速な意思決定ができるようにしている。 ■常務理事は法人の日常業務を分掌し「職務権限規程」に基づき職務執行を行っている。 [理事会の責任体制] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/sekinin/
	② 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	■選解任に関しては、総長は「学校法人法政大学総長候補者選挙規則」において、理事は「学校法人法政大学理事選出規則」において、監事は「監事選出規則」においてそれぞれ選任手続が定められている。 また、解任手続については「学校法人法政大学寄附行為」に定められている。 [寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf
	③ 政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	■法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。個々の事業の実施については、各事務部局が実施案を企画・立案し、最終意思決定機関である理事会が決定している。 ■事業の内容や支出の多寡により権限が委譲されており、「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「職務権限規程」等に基づき常務理事会や理事長、担当理事、統括本部長、事務部局長以下において決裁し、業務を執行している。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	④ 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	■2020年4月の改正私立学校法の施行に併せて「学校法人法政大学寄附行為」を変更し、理事・理事会機能の実質化、監事機能の強化、評議員会機能の実質化を図った。また、2017年に就任した役員から、任期を4年に延長し、かつ役員の増員を行い（職員理事も増員）、本法人のガバナンスを強化した。 ■監事の牽制機能の実質化をはかるため、2021年度から常勤監事を設置し、日常の業務や理事の業務の執行状況を監査しうる体制を整備した。また、監事の継続性の確保を図る観点から、任期満了時期を分散し、2年毎に半数である2名が任期満了となるようにした。 ※改正私立学校法（2025年4月1日施行）に基づく寄附行為においても、役員の定数は変更していない。 ■評議員は、①学内教職員（1号評議員）23名以上30名以内、②卒業生評議員（2号評議員）23名以上30名以内、③有識者・功労者（3号評議員）で10名以内、④卒業生理事を除く理事（4号評議員）9名以上10名以内からなる。 ※改正私立学校法（2025年4月1日施行）に基づく寄附行為では、①教職員評議員18名、②卒業生等評議員27名、③有識者・功労者評議員9名としている。 [寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	⑤ 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	■理事会等の運営において、議長（総長）は関係する理事の他、他の理事、監事に対して積極的に意見を求めている。各理事、監事が懸念を持つ点について、理事会で質疑の他、必要に応じて理事会懇談会を開催し、必要な情報が提供され、それに基づき意見交換を行っている。 ■特別な利害関係を有する者については、議事、議決に参加しないようにし、その旨を議事録に記録している。監事のモニタリングについては、定期的に理事長、理事と意見交換を行っている。

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑥ 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	■理事会は法人の一切の業務執行についての権限を有する機関であり、学部長会議は教学に関する重要事項、各学部に通ずる事項、入学試験に関する事項等を審議する機関である。法政大学総長(理事長)が理事会と学部長会議の両方の議長を務めており、また、教育支援本部担当理事が学部長会議の構成員として出席している。 ■全学的な教学事項の決定に際しては、教学の意向を尊重して決定している。さらに理事会の決定に際しても、学部長会議等の教学組織への報告や意見聴取を適宜行う等、理事会と教学組織の機能の分担を明確にしつつ、連携協力を図っている。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	⑦ 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	■常務理事会は週1回開催を原則とし、常務理事会において理事長と常務理事間の意見交換を可能にしている。必要な場合は常務理事会懇談会を開催し、意見交換を行っている。 ■電子決裁システム、文書管理システムを構築しており、担当理事は業務執行に際し、過去の情報を逐次検索できるようにしている。 ■事務局は本部制を導入しており、各本部において定期的に本部会議を開催し、担当理事と部局は政策の策定、管理、執行状況を共有している。
	⑧ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	■事務局においては、電子決裁システムや文書管理システムで重要な情報を逐次閲覧できる仕組みを構築している。 ■教職員は大学ホームページの「教職員の方へ」から、長期ビジョンHOSEI2030に基づく施策や経営情報にアクセスできる。 ■2022年度からの第二期中期経営計画においては、中期経営計画に関連する事項を部課目標に設定・連関させ、当事者意識を醸成する仕組みを構築させている。
	⑨ 理事会及び常務理事会、評議員会等の議決事項を明確化する。	■法人における意思決定は、規程で明確に定められた手続・権限に基づき行われている。個々の事業の実施については、各事務局が実施案を企画・立案し、最終意思決定機関である理事会が決定している。 ■「学校法人法政大学寄附行為」や理事会が定める「職務権限規程」等において理事会及び常務理事会、評議員会、また理事長、担当理事、統括本部長、事務局局長以下の議決事項を明確にしている。
	⑩ 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前を送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	■理事会については、タブレットを用いて会議時に会議資料の確認が行えるような仕組みを2014年度から導入し、現在では常に理事会の資料や常務理事会の資料を閲覧・確認できるようになっている。また、意見交換を行うための仕組みとして、2022年度より、理事会の開催日より数日前に、法人本部担当常務理事及び理事会の事務局である総務部より、外部理事に対して各議題の概要を事前に説明している。 ■評議員会については、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問の受付期間も設け、評議員の議論に資するようにしている。加えて、会場での出席とオンライン会議システムによる出席を併用し、新型コロナウイルス感染症禍であっても評議員会を円滑に開催することができるようにしている。
	⑪ 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	■理事は、14名からなり、理事長と学長を兼ねる存在である総長、学内教職員のうちから選任する常務理事9名、卒業生の評議員員(2025年4月1日施行の改正私立学校法では卒業生)のうちから理事4名という構成である。2017年に役員の増員を行い現在の構成とし、本法人のガバナンスを強化した。 ■評議員は、①学内教職員(1号評議員)23名以上30名以内、②卒業生評議員(2号評議員)23名以上30名以内、③有識者・功労者(3号評議員)で10名以内、④卒業生理事を除く理事(4号評議員)9名以上10名以内からなる。 ※改正私立学校法(2025年4月1日施行)に基づく寄附行為では、①教職員評議員18名、②卒業生等評議員27名、③有識者・功労者評議員9名としている。 [寄附行為] https://www.hosei.ac.jp/application/files/6916/4239/4755/kifu_2201.pdf
	⑫ 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者(以下、「外部人材*」という)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。	■評議員は法人内外のバランスに考慮し、①学内教職員(1号評議員)23名以上30名以内、②卒業生評議員(2号評議員)23名以上30名以内、③有識者・功労者(3号評議員)で10名以内、④卒業生理事を除く理事(4号評議員)9名以上10名以内としている。 ※改正私立学校法(2025年4月1日施行)に基づく寄附行為では、①教職員評議員18名、②卒業生等評議員27名、③有識者・功労者評議員9名としている。 ■理事は14名からなるが、うち卒業生理事(4名)は、卒業生理事選考委員会による選考により、卒業生評議員(2025年4月1日施行の改正私立学校法では卒業生)から選出される。これにより理事会における業務執行の決定において、卒業生(学外者)の意見が反映される制度となっている。 [内部統制の整備状況] https://www.hosei.ac.jp/hosei/disclosure/educationalfoundation/naibutousei/
	⑬ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	■2016年に「ダイバーシティ推進」を宣言し、「ダイバーシティ推進委員会」を設置した。これまで以上に積極的に環境整備を進め、より多様な学生・教職員を受け入れ、それぞれの個性的な成長と活躍の機会を保障することとしている。 [ダイバーシティ宣言] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/diversity/ ■2024年度からは、「グローバルティ・ダイバーシティ推進本部」を設置し、グローバルティとダイバーシティを包括的かつ一体的に推進する体制の構築した。また、多様性を包摂する環境作りや性的マイノリティ等の学生・教職員への支援、男女共同参画等を推進し、法政大学憲章及びダイバーシティ宣言におけるダイバーシティを重視した大学運営の実現を図るため、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンセンター(DEIセンター)を開設し、全学的にダイバーシティを推進する体制を構築している。 [DEIセンター組織・体制] https://www.hosei.ac.jp/diversity/dei/soshiki/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑭ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	■理事会については、タブレットを用いて会議時に会議資料の確認が行えるような仕組みを2014年度から導入し、現在では常に理事会の資料や常務理事会の資料を閲覧・確認できるようになっている。また、意見交換を行うための仕組みとして、2022年度より、理事会の開催日より数日前に、法人本部担当常務理事及び理事会の事務局である総務部より、外部理事に対して各議題の概要を事前に説明している。 ■評議員会については、原則2週間前に評議員会の資料を事前送付し、事前質問の受付期間も設け、評議員の議論に資するようにしている。加えて、会場での出席とオンライン会議システムによる出席を併用し、新型コロナウイルス感染症禍であっても評議員会を円滑に開催することができるようにしている。
	⑮ 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	■第二期中期経営計画において、役員に期待される役割・責務を適切に果たすための必要な知識の修得を目的とした役員トレーニングの実施を策定し、2022年度は3回、2023年度は4回実施した。 ■監事は毎年、監事監査業務に係る専門性の向上のために、文部科学省及び日本私立大学連盟主催の研修会に出席している。 ■評議員には、2021年度に担当理事による「私立学校法及び学校法人法政大学寄附行為について」、公認会計士による「学校法人会計について」の講演を行ったほか、2022年度は改正私学法をテーマに懇談会を実施した。

	第1.1版	本学の取り組み状況
◎遵守原則4－2		
	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	【遵守】 ■財政基盤の健全性を確保していくために、長期ビジョンHOSEI2030にて策定した中長期財政指標に基づき財政運営を行い、経営基盤の強化に努めている。2023年度より当該指標に加え、当面の財政指標として、新たに、2030年度時点における「減価償却累計額に対する減価償却引当特定資産充足率」を示し、40%相当の確保をめざしていくこととした。
○重点事項4－2－1		
	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	【遵守】 ■学納金以外の収入の多様化については、募金事業における寄付者層ごとのきめ細やかな取り組み、経常費補助金における全学的な補助金獲得のための連携強化など、財政基盤確立を図るための施策を進めている。第二期中期経営計画においても第一期からの継続として、関連の項目を策定し、引き続き取り組みを進めている。 ■公的研究費や受託研究など外部資金獲得を活性化すべく学内助成制度等による支援を実施している。
○重点事項4－2－2		
	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	【遵守】 ■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定し、2022年度には「新型コロナウイルス感染症編」を加えて再編した第二版を発行した。 ■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を、そのもとに平常時から総合的かつ計画的なリスク管理を担う機関として「リスク管理分科会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンスに違反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること、リスクマネジメントの運用を行うことを職務として定めた。 ■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」「学校法人法政大学情報セキュリティインシデント対応チーム運用細則」の改正及びCSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)の本格稼働を行い、情報セキュリティインシデントへの対処・対応を適切に実施している。
●実施項目4－2－1		
	①「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	■2019年度に卒業生・後援会連携室に募金課(2024年度から卒業生連携・募金課に改め体制を強化)を設置し、募金推進に関する事務体制を整備した。募金課員のうち1名は、日本ファンドレイジング協会の認定ファンドレイザーの資格取得者である。 ■募金事業は学内外の構成員からなる募金委員会で毎年度事業計画を策定し、目標を定めて寄付金事業の強化を図っており、この募金委員会のもとに設置された募金企画委員会が日常的な募金事業の審議を担っている。 ■2023年度には役員及び募金委員会委員を対象に、寄附金募集事業に関する勉強会も開催した。
	② 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	■募金事業を所管する募金委員会は学内外の委員で構成し、理事長のリーダーシップに基づき委員長は常務理事が務めている。また、教職員への意識・理解の深化に向け、副学長の職務として募金担当を定めている。 ■寄付金の募集状況については、毎月理事会に対し、合計額とその内訳を報告していることに加え、超高額寄付者に対しては、総長・担当理事から感謝の念を伝える場を設定するなど、トップ層と一体となった募金事業に取り組んでいる。 ■寄附募集に係る意識と理解の深化を図るため、2023年度には役員及び募金委員会委員を対象に、寄附金募集事業に関する勉強会を開催した。
	③「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	■多様な寄付者層に対応できるよう、「リーディング・ユニバーシティ法政募金」では目的別の受け入れを行っている。また、各部局において個別のテーマ、要請に応じた対応が可能なよう、プロジェクト型募金を実施可能としている。 ■使途を定めず広く本学への支援を考える方々に対応するため、2021年度から「HOSEIみらい募金」を開始し、募金を通じて法政大学の未来を作る事業への協力を呼びかけている。
	④ 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	■文科省からの各種補助金の情報は、担当部局である財務部補助金担当に集約したうえで関連部局と共有し、学内へは「補助金ニュース」等を通じ情報展開している。 ■研究推進と研究支援、研究と社会の接続を目的として研究開発センターを設置し、研究実績・採択実績をホームページで公開している。また、共同研究等の産学連携活動を推進し、技術移転を実施する総合窓口として、小金井キャンパスにリエゾンオフィスを設置し、外部資金獲得支援・外部企業・研究機関との連携マッチングおよび知財業務支援を担うコーディネーターを配置している。 [研究開発センターURL] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenkyukaiatsu/
	⑤ 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	■経常費補助金や特別補助、施設整備等の補助金に関しては、学内関連部局と情報共有のもと、経常費補助金に関しては私立大学等改革総合支援事業などの取り組みの強化による増額を目指し、施設整備補助金等については補助要件に合致した取り組みとなるよう学内手続きの見直しを進めた。 ■研究開発センターにおいて、科研費申請・採択件数の増加による研究推進や受託研究推進を図るための 制度を整備し、外部資金獲得のための体制を構築している。 [研究開発センターURL] https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenkyukaiatsu/

	第1.1版	本学の取り組み状況
	⑥ 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	■2019年度に「社会連携教育センター」を設置し、社会・地域連携、産学官連携を推進していく体制を整備している。また、センターでは外部機関からの寄付講座の提供など人的物的支援も受け入れている。 〔社会連携教育センター〕 https://www.hoseikyoiku.jp/shakairenkei/ ■千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム(千代田区キャンパスコンソ)を通じた単位互換制度を始めとして、相互の大学リソースを共有しながら大学間連携事業を実施する体制を整備している。 〔千代田キャンパスコンソ〕 https://chiyoda-consortium.jp/ ■高大連携事業の一環として協定校推薦制度や高大連携講座を実施し、大学の学びへの関心を高めるなど、定期的な交流を通じて高校、大学双方の教育向上力に繋げる体制を整備している。 https://www.hosei.ac.jp/info/article-20220922154501/ ■小金井キャンパスに「リエゾンオフィス」を設置し、大学から創出された発明の技術移転、共同研究、受託研究等の産学連携を促進し、社会への還元を図る体制を整備している。 〔リエゾンオフィス〕 https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/sankangaku/liaison/ ■理工学部を中心とした「法政大学理系コンソーシアム」を2023年度に設立。このコンソーシアムでは企業、自治体、同窓会組織等からの外部資金を得ながら、学生のU・Iターンや地域活性化活動への支援、本学進学者への奨学金補助を行うなどの学生の支援を行い、地方からの大学進学者確保につなげていく試みである。 ■各キャンパスに「ボランティアセンター」を置き、多摩キャンパスに「多摩地域交流センター」を設置し、社会・地域連携、産学官連携を推進している。
	⑦ リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	■リスクを考慮した資産の有効活用に関する規程として「資金運用規程」を設けている。 ■リスクを考慮した資産の有効活用に関する体制として、「資金運用規程」において資金管理委員会を設置しており、財務本部担当理事、卒業生理事、財務統括本部長、財務部管理職、学内有識者教員(専門家)で構成している。 ■資金運用の状況については、定期的に理事会に報告している。 ■2024年度から従来の自家運用に加え、新たに委託運用を行うため、運用方針の見直しに併せて「資金運用規程」の改正を行った。

	第1.1版	本学の取り組み状況
●実施項目4－2－2		
	① 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。	■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定し、2022年度には「新型コロナウイルス感染症編」を加えて再編した第二版を発行した。 ■2023年度部課長会において、リスクマネジメント整備の一環として、リスクの洗い出し作業を行った。また、2024年度部課長会においても、リスクセット(案)についてのグループディスカッションを行い、リスクマネジメントの体制整備を進めている。 ■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を、そのもとに平常時から総合的かつ計画的なリスク管理を担う機関として「リスク管理分科会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンスに違反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること、リスクマネジメントの運用を行うことを職務として定めた。 ■前掲の「コンプライアンス・リスク管理委員会」の事務局を担当する部署として、2024年6月1日より総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務も含む法務全般、コンプライアンス推進と体制の整備、リスクマネジメントに関することを分掌することとし、体制の整備をした。
	② 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	■2024年6月1日に、「コンプライアンス・リスク管理体制」の統括機関として、理事会直轄の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を、そのもとに平常時から総合的かつ計画的なリスク管理を担う機関として「リスク管理分科会」を設置した。また、コンプライアンス・リスク管理体制の統括責任者として「コンプライアンス・リスク管理担当理事」を置き、コンプライアンス違反事案について、理事又組織に必要な改善を求めること及びその報告を求めることを職務として定めた。 ■前掲の「コンプライアンス・リスク管理委員会」の事務局を担当する部署として、2024年6月1日に総務部総務課に「法務・コンプライアンス担当」を新設し、予防法務も含む法務全般、コンプライアンス推進と体制の整備、リスクマネジメントに関することを分掌することとし、体制の整備をした。 ■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」において、情報セキュリティインシデントが発生したシステムの部局システム管理責任者及びシステム管理者は、再発防止策をCSIRT責任者と協議し、情報セキュリティ実施責任者に報告することとしている。 [情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/
	③ 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定し、2022年度には「新型コロナウイルス感染症編」を加えて再編した第二版を発行した。 ■学生向けに、各教室の教卓に「傷病者初期対応マニュアル」を備え付け、各教室内に地震発生直後の初動等の対応を掲示している。 ■毎年、大規模災害に備え、教職員・学生を対象に防災訓練を実施している。また、職員に対しては、事業継続に係る研修を2022年度、2023年度と実施している。 ■新型コロナウイルスの5類移行を受けて、専任職員の平常時のテレワークに関する規程を改正し、2023年度から施行している。
	④ 危機が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	■「危機管理規程」と「海外危機管理対策規程」を制定し、様々な危機の発生時の対応に関する必要な事項を定めるとともに、大地震を対象とした事業継続計画(2020年度初版)を策定し、2022年度には「新型コロナウイルス感染症編」を加えて再編した第二版を発行した。 ■学生向けに、各教室の教卓に「傷病者初期対応マニュアル」を備え付け、各教室内に地震発生直後の初動等の対応を掲示している。
	⑤ 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	■業務支援、財務、教務等の情報システムにおいて、職務分掌と職責に応じたアクセス権限を付与し、厳格に運用している。
	⑥ 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	■「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」において、情報セキュリティ体制を定めている。これまでの情報セキュリティインシデントへの対応を踏まえ、CSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)が迅速かつ実効性をもって情報セキュリティインシデントへの対処・対応が行えるよう2022年10月1日付で「学校法人法政大学情報セキュリティポリシー」及び「学校法人法政大学情報セキュリティインシデント対応チーム運用細則」の改正を行った。 [情報セキュリティポリシー] https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/torikumi/security/ ■月に1回程度CSIRTメンバーにて活動内容の振り返りを実施しており、そこの課題・反省点を踏まえ対応マニュアル・フローの見直しを継続的に行っている。
	⑦ ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	■1997年「セクシュアル・ハラスメント防止・救済」の仕組みを構築、2008年にハラスメント防止・対策規程に改めた。近年のハラスメントに対する社会的意識の高まりをふまえ、2022年に個々のハラスメントを包括的に定義し対象とすることへ変更、ハラスメント防止・対策体制として実施している。 ■ハラスメント相談室を常置、専門相談員(臨床心理士・公認心理師・保健福祉士等有資格者)が本学構成員(教職員、学生・生徒等)への相談を聞きとり、相談者の状況に応じて相談室として就労・修学の環境改善、申立支援等をする体制を整備している。 ■ハラスメント防止・対策委員会においてハラスメント防止のため様々な啓発活動を計画を立てて行っている。また申立事案毎にハラスメント審査委員会を設置し、事実関係の調査、緊急・仮の措置、話し合いによる解決、処分・措置の勧告を含む審査報告書の作成など、適切な改善に向けて取り組んでいる。